

瀬戸市病児保育施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和元年 12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第30号

瀬戸市病児保育施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、瀬戸市病児保育施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第11号の規定に基づく病児保育事業（以下「事業」という。）を実施することにより、安心して子育てができる環境に寄与するため、瀬戸市病児保育施設（以下「病児保育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 病児保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 瀬戸市病児保育施設
- (2) 位置 瀬戸市西追分町160番地（公立陶生病院内）

(事業)

第4条 病児保育施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 病気の治療中又は病気の回復期にある児童の保育
- (2) その他市長が必要と認める事業

(定員)

第5条 病児保育施設の定員は、1日につき6人以内とする。

(対象児童)

第6条 病児保育施設での保育の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有すること又は保護者が市内に勤務若しくは通学していること。
- (2) 生後6か月から小学校3年生までの間にあること。
- (3) 病気の回復期又は病気の回復期には至っていないが当面症状の急変のおそれがない状態にあり、安静の確保に配慮する必要がある児童で、病児保育が可能と医師が認めること。
- (4) 保護者の就労又は病気その他やむを得ない事由により家庭で保育を受けることが困難であること。
- (5) 保育児童間の感染等のおそれがないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項に該当すること。

(利用の登録)

第7条 病児保育施設の利用を希望する児童の保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出し、利用の登録を受けなければならない。

(利用の許可)

第8条 前条の規定による登録を受けた児童の保護者は、病児保育施設を利用しようとするときは、市長の許可を受けなくてはならない。その許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、病児保育施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第9条 市長は、病児保育施設が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の規定により利用の許可を受けようとする児童の保護者に対し、当該病児保育施設の利用の許可をしないことができる。

- (1) 定員を超過するとき。
- (2) その他病児保育施設の管理上の支障があると認められるとき。  
(利用の許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第8条の許可の対象となった児童（次条において「保育児童」という。）が、第6条の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 第8条の許可を受けた者（次条において「利用者」という。）が、利用の許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 病児保育施設が、事業を実施する上で支障があると認められる状況に至ったとき。
- (4) 病児保育施設が、災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(利用料)

第11条 利用者は、病児保育施設を利用するときは、利用料を納付しなければならない。

2 前項の利用料の額は、保育児童1人当たり1日につき5,000円以内において規則で定める額とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、病児保育施設の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく登録の手續その他の準備行為は、施行前においても行うことができる。